

【本学修了生・継続履修生用】

## 2022(令和 4)年度 東京都立産業技術大学院大学産業技術研究科 AIIT 単位バンク登録生(科目等履修生)の手続について 【第 2 クォータ】

本学修了生、2021(令和 3)年度に本学の AIIT 単位バンク登録生(以下、科目等履修生と記載)であった方が 2022(令和 4)年度科目等履修生募集において新たに履修申請する場合は、以下の手続が必要です。

### 1 提出書類

科目別履修申請書(本学修了生・継続履修生用) **(1 科目につき 1 人 1 枚提出してください。)**

※ 履修申請できる科目は、別紙「2022(令和 4)年度 AIIT 単位バンク登録生(科目等履修生)時間割」に記載されている科目です。この中から当該年度 12 単位以内で履修申請することができます。

※ 各科目の定員は、正規学生の学修の妨げとならない範囲としますので、特定の科目に履修申請が集中した場合は、履修できないことがあります。

※ 申請書受付締切日を過ぎてからの科目の追加・削除・変更はできませんので、申請の際に十分に検討してください。

### 2 申請受付期間及び申請方法

(1) 受付期限: **2022(令和 4)年 5 月 17 日(火)まで**

(2) 提出先: 〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40

東京都立産業技術大学院大学 教務学生入試係 科目等履修生担当宛て

(TEL:03-3472-7834、mail:info@aiit.ac.jp)

(3) 提出方法: 郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。郵送の場合は、書留速達としてください(必着)。

### 3 受理番号の通知

受理した書類を確認後、科目別履修申請書に記載されているメールアドレス宛てに受理番号を通知しますので、記入漏れがないように注意してください。5月 18 日(水)までに受理番号が届かない場合は、東京都立産業技術大学院大学 教務学生入試係まで連絡してください。

### 4 履修許可の発表

(1) 発表日時: **2022(令和 4)年 5 月 25 日(水) 16 時以降を予定**

(2) 掲示場所: 東京都立産業技術大学院大学 事務室前掲示板及び指定の本学ホームページ

※ 可否について電話・郵便等でのお問い合わせにはお答えできません。

※ 合格者へは、郵送で手続書類一式を送付します(5月 26 日(木)発送予定)。

## 5 履修手続

手続期間内に授業料を納付し、履修手続書類を提出してください。

(1) 手続期間: 2022(令和4)年5月26日(木)～6月9日(木)

(2) 提出書類: 授業料の振込証明書(A票)

(3) 授業料: 1単位につき14,400円(1科目2単位が基本となっております。)

(4) 注意事項:

手続期間内に履修手続及び授業料を納付しない場合は、履修を辞退したものと取り扱います。  
また、一度納付された授業料は返還いたしません。

※履修開始後は、授業に出席し、課題の提出等に適切に取り組んでください。

## 6 AIIT 単位バンク制度について

**本学の科目等履修生は、全て AIIT 単位バンク登録生として登録されます。**

AIIT 単位バンクとは、科目等履修生として修得した単位を蓄積し、正規学生として入学した際に活用する制度です。

AIIT 単位バンクに蓄積した単位は、本学に正規学生として入学すると、正規学生の単位として認定を受けることができます。※1 ※2

また、正規学生として入学した際には、科目等履修生として支払った授業料に相当する額を、正規入学後の授業料から減免することができます。※3

※1 AIIT 単位バンクに蓄積した単位の有効期間は5年間です。単位修得後5年以内に受験して正規入学した場合、正規学生の単位として認定されます。

※2 AIIT 単位バンク登録生(科目等履修生)向け入試

単位バンクで4科目(8単位)以上を成績評価4以上で取得している方は、通常の一般入試での小論文が免除され、軽い負担で受験することができます。

※3 正規入学後に授業料減免申請手続をすることにより、(正規学生の単位として認定を受けた単位数)×(科目等履修生1単位あたり授業料)を正規入学初年度の授業料から減免することができます。なお、授業料の改定があった場合は、改定後の授業料が適用されます。

## 7 修業年限通算(早期修了)制度について

修業年限通算制度とは、一定の条件を満たした AIIT 単位バンク登録生(科目等履修生)が正規学生として入学した場合に、AIIT 単位バンク登録生(科目等履修生)時に修得した単位及び学修した時間を、正規学生の修業年限に換算して通算することにより、入学後1年又は1年半での修了を可能とする制度です。

[対象者]

以下の条件をすべて満たす者とします。

① 本学に正規の学生として入学したときに、既修得として認定された単位数が以下の者

入学時期	既修得単位認定数
4月に入学する者	28単位以上
10月に入学する者	18単位以上

- ② ①で認定された各単位について、成績優秀であり、かつ、本学の正規学生と同程度体系的に修得していると判断される者

[通算が認められる期間]

以下のとおりとします。

入学時期	通算できる期間
4月に入学する者	1年
10月に入学する者	6月

[通算後の学年]

4月に入学する者については2年次第1クォータ、10月に入学する者については1年次第3クォータに在籍する者として扱います。

[制度の適用]

本人からの申請を受けて、本学で審査の上、適用可否を決定します。

また、本学教員との事前面談が必要となります。

[制度適用までの流れ]

以下の流れに沿って、本申請前に仮申請及び本学教員との面談を行ってください。入学試験が済んでいない場合でも、できるだけ早い時期に事前面談を行っていただく必要があります。

① 仮申請

東京都立産業技術大学院大学 修業年限通算制度担当 (Tel:03-3472-7834 / Mail: [info@aiit.ac.jp](mailto:info@aiit.ac.jp)) に、制度適用希望の旨をご連絡ください。

② 面談候補日の決定

後日、修業年限通算制度担当より、教員との面談日程の候補をご連絡します。

③ 面談の実施

単位の修得状況等を確認の上、通算制度の適用を行う上での履修のアドバイスや、意見交換等を行います。

④ 本申請(入学時)

⑤ 審査の上、適用可否を決定

[授業料]

本制度の適用を許可された場合の授業料は、実際の在学期間分となります。そのため、4月に入学する場合は1年分の授業料、10月に入学する場合は1年半分の授業料となります。ただし、1年間又は1年半で修了できなかった場合には、その在学期間に応じた授業料が別途発生します。

[既修得単位認定による授業料減免について]

本制度の適用が許可された場合、AIIT 単位バンク制度利用の既修得単位認定による授業料減免はされません。

[専門実践教育訓練給付金について]

厚生労働省が運営する雇用保険の給付制度の一つである専門実践教育訓練給付金については、適用外となります。

[修業年限通算制度募集要項について]

修業年限通算制度利用希望者のみに完成次第随時お渡します。

**【お問い合わせ先】**

東京都立産業技術大学院大学  
管理部管理課教務学生入試係  
〒140-0011

東京都品川区東大井1-10-40

電話:03-3472-7834

Mail: info@aiit.ac.jp